

い みず  
射水市  
農業委員会だより

第 7 号

平成24年3月発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒934-8555

射水市本町二丁目10-30

射水市役所 新湊庁舎2階

電話 82-1961



ごあいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第7号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、委員会の運営・活動につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は3年に一度の農業委員会選挙があり、射水市の第3期農業委員が選出されました。

今回の改選から定数が5名減の24名となり、うち新たに1名の女性農業委員が選出されました。

女性が農業経営や農業生産において重要な役割を果たしている今日、女性委員の活躍に大いに期待をしているところであります。

また、改選後の組織総会において皆様のご推挙により私が会長に就任することになりました。

会長として二期目となりますが、その職務の重責に新たなる決意を持ちまして、地域農業の振興、市農業委員会の発展のために力を尽くす所存でございます。

さて、近年の農業情勢は激しい変革の中、大変厳しいものとなっております。

担い手の高齢化や後継者不足などの問題が山積している中、現在政府が進めようとしているTPP（環太平洋経済連携協定）への参加により、カロリーベース40%前後で推移しているわが国の食料自給率が約13%まで低下するといわれております。

これにより、国内農業が壊滅的な打撃を受けることは確実で、食や地域の未来の崩壊までも懸念されているところであります。

このような中において、われわれ農業委員会は農業者の公的代表として、かけがえのない農地や担い手を守り、耕作放棄地等の解消を図りながら、地域農業の振興に向けた取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 P	会長あいさつ
2～3 P	農業委員会トピックス
4～5 P	農業情報
6 P	農業委員及び担当地区一覧
7 P	農業者年金について
8 P	農地標準賃貸料について 農作業標準料金・賃金について

# 農業、農村、農業経営の現場の声を集約

～平成24年2月29日 農業委員会と農業者との意見交換会～

新湊庁舎2階大会議室において、農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。

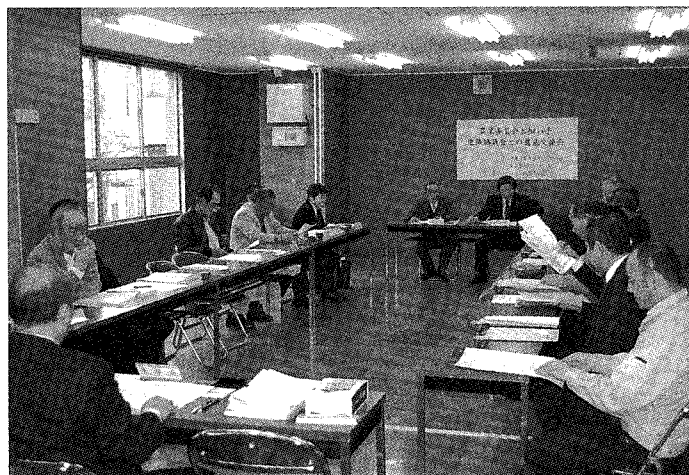
当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、農政事務所や県農林振興センター、JA、射水市農林水産課等から、25名の参加がありました。

農業委員会においては、法律によって与えられている「意見の公表」「建議」の機能に基づき、農業・農業者の代表機関としての役割を果たすことが一層重要となっています。

そこで、上記の役割・機能を発揮するため、農業委員会が直面している喫緊の課題である、①食と農林業の再生について、②農業者戸別所得補償制度についての2点をテーマとし、意見交換を行いました。

意見交換会では、各テーマごとに関係機関の方から内容について説明を受けた後、参加者から「集落営農組合の組織化が進んだ反面、女性の農業参画が減った。その解消が必要である。」や「戸別所得補償制度について、今後も引きつづき継続されていくのか不安である。長期の見通しが立たないと若者も農業に参加できないのでは。」など日頃、現場の皆さんが直面している課題について意見がありました。

意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の「政策提案」に反映されます。



# 遊休農地の解消に向けて

～平成23年10月25日 農地パトロール～

射水市農業委員会では、10月を農地パトロール強化月間として、農業委員、農業委員会事務局、農林水産課が連携し、耕作放棄地を中心に農地パトロール（利用状況調査）を行いました。

市内にある耕作放棄地は主に山間部の田や畑が多く、原因としては農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作の便が悪いことが主な原因となっています。

今後は調査した内容をもとに土地所有者への適正な農地の利用を働きかけていきます。



## 各種申請（届出）書の受付について

射水市農業委員会では各種申請（届出）書の受付締切日を次のように設定しています。

- ◎ 農地法第3条許可申請書
- ◎ 農地法第4条許可申請書
- ◎ 農地法第5条許可申請書
- ◎ 競売や公売の買受適格証明願

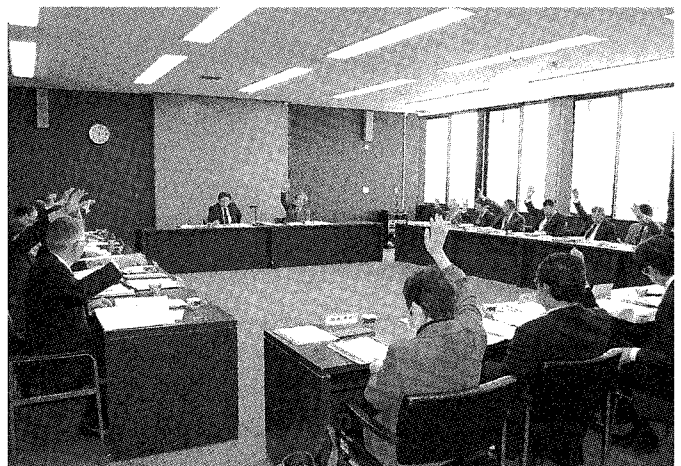
毎月20日締切

（20日が閉庁日となる場合は、その前日となります。）

- ◎ 農地法第3条にかかる届出書
- ◎ 農地法第4条にかかる届出書
- ◎ 農地法第5条にかかる届出書

随時受付

※ 上記申請書の様式は市農業委員会ホームページからダウンロードできるほか、事務局窓口にも用意してあります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



# 農業情報

## 農地の利用集積・新規就農を支援する取組が始まります！

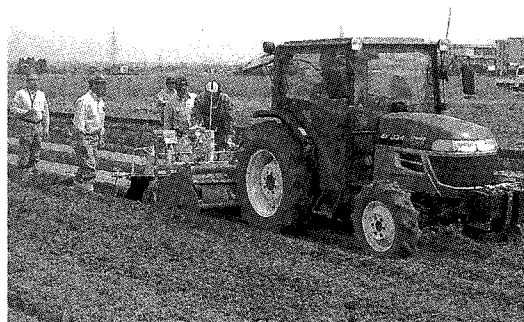
農業所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、平成23年12月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針（以下「取組方針」）が示されました。

この取組方針の戦略の1つである「持続可能な力強い農業の実現」を目指した施策並びに関連する主な支援策についてご紹介します。

### 1 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）

人・農地プランは、地域の「人と農地の問題」を解決し、5年後、10年後の展望を描いていくための「未来の設計図」であり、その実現を図るために、様々なメリットが用意されています。

また、人・農地プランは、次のような手順で決めていきます。



#### (1) 集落・地域における話し合い

主に下記の内容について、集落・地域内で話し合っていていただき、決めていただきます。

- 今後の中心となる経営体（個人農家、農業法人、集落営農組織）はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業・自給的農家）を含めた地域農業のあり方

※ 地域の将来に関する話し合いですので、農業経営主だけでなく、奥さんや息子さんにも積極的に参加いただくよう呼び掛けてください。

#### (2) 市町村による検討会の開催

○市町村は、集落・地域における話し合いを受けて、人・農地プランの原案を作成します。

また、その後、農業関係機関や農業者の代表等で構成する検討会を開催し、原案の内容について、審査・検討します。

○検討会による審査の後、適当と判断されたものについては、市町村が人・農地プランとして正式に決定します。

### 《人・農地プランを作成するメリット》

人・農地プランに位置づけられることで、次のようなメリットがあります。

- 青年就農給付金（経営開始型）
- 農地集積協力金（中心となる農業経営体に農地を提供する方）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

（※給付金・協力金の概要については、次頁をご覧ください。）

### 《人・農地プランの見直し》

人・農地プランの作成に当たっては、最初から完全なプランにする必要はなく、一旦プランを決めても次のような場合などは、プランを見直せば上記のメリットを受けられます。

- 新規就農者が新たに出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となる時
- 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとする時



## 2 人・農地プランに関連する施策について

### (1) 青年就農給付金（経営開始型）

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付します。

#### 【主な交付要件等】

- 人・農地プランに位置付けられていること
- 独立・自営就農であること
- 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること
- 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと

### (2) 農地集積協力金

人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するための農地集積に協力する者（農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす者）に対して、協力金を交付します。

#### (ア) 経営転換協力金

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して協力金を交付します。

#### 【主な交付要件等】

- 「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」を作成した地域であること
- 交付対象者(農地の所有者)は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人にすべての自作地を白紙委任すること

- ※ 既に利用権設定している農地又は農作業を委託している農地を除きます。
- ※ 白紙委任とは、貸付先の相手を指定しない委任契約のことです。
- ※ 委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること。
- ※ 農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、市街化区域内の農地の委任は受けません。

- 白紙委任の対象となった農地の全てに関して、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていること

#### 【交付単価】

- 0.5ha以下 30万円/戸
- 0.5ha超～2.0ha以下 50万円/戸
- 2.0ha超 70万円/戸

#### (イ) 分散錯圃解消協力金

地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農地所有者に対して協力金を交付します。

#### 【主な交付要件等】

- 「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」を作成した地域であること
- 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地について、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に白紙委任すること
- 白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること

#### 【交付単価】

5,000円/10a

※ 詳しい内容については 射水市農林水産課 農政係  
☎82-1959 まで お問い合わせ下さい。



平成23年12月17日の任期満了に伴い農業委員が改選されました。一般選挙により選ばれた委員が20人、団体推薦による委員が4人の合計24人です。任期は平成23年12月18日から平成26年12月17日までの3年間です。

# 射水市農業委員会委員及び担当地域 農地などの相談は農業委員に！

会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 前田 進

## 〈新湊地区〉



舟木 康眞  
(朴木)選挙

(新湊・塚原  
(国道8号線  
北側))



田中 智浩  
(七美)選挙

(片口  
七美)



中井 敏男  
(沖)選挙

(作道  
(沖・今井・  
鏡宮・布目・  
高木・殿村))



石庭 文男  
(本江中新)選挙

(本江  
海老江)



佐伯 洋作  
(津幡江)選挙

(作道  
(作道・野村・  
久々湊・  
津幡江))



橋爪 秀夫  
(寺塚原)農業  
共済組合推薦

(塚原  
(国道8号線  
南側))



向井 隆一  
(白石)選挙

(下村三箇・  
白石・  
倉垣小杉)



熊西 忠治  
(摺出寺)選挙

(加茂  
摺出寺  
八講)

## 〈下地区〉

## 〈大島地区〉



横山 實  
(北高木)選挙

(大島  
(永野・前花  
委員以外  
の地区))



永野 邦夫  
(中野)選挙

(大島  
(中野・若杉・  
北野・西園・  
新町・常磐町))



前花 敏子  
(今開発)  
市議会推薦

(大島  
(今開発・  
本開発・  
新開発))



永森 薫  
(三ヶ)選挙

(三ヶ)

## 〈小杉地区〉

## 〈大門地区〉



前田 進  
(串田)選挙

(櫛田  
(本村・牧田・  
西村・布目沢・  
小泉))



石井 寿男  
(二口)選挙

(二口)



三島 博  
(水戸田)選挙

(水戸田)



山崎 良吉  
(市井)土地  
改良区推薦

(水戸田  
(生源寺・市井・  
若林・竹鼻・  
開口・藤巻))



山本 久雄  
(串田新)選挙

(櫛田  
(新田・松原・宮新  
田・山ノ谷・大久  
保・竹原・梅木・  
荒町・丹池))



山崎 秋夫  
(広上)選挙

(浅井)



水元 睦雄  
(西高木)農業  
協同組合推薦

(大江)



大松 治雄  
(橋下条)選挙

(橋下条)



山下 隆之  
(青井谷)選挙

(金山)



杉森 雅弘  
(小杉白石)選挙

(大江)



山谷 孝芳  
(戸破)選挙

(戸破)



土合 正夫  
(黒河新)選挙

(黒河  
池多)

( )は委員の住所地、 [ ]は担当地域

# 新しい農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心して豊かな老後を！



農業に従事する方は  
広く加入できます

税制優遇(特例措置)で  
とってもお得です

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

**どなたでも加入できます。**

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

少子高齢化時代に  
強い年金です。

80歳までの保証付の  
生涯年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は  
自由に選択できます

担い手の皆様(認定農業者等)には  
一部国庫補助があります

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

## 受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口または、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

## ◎ 農地標準貸借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すことにしております。

※ 農地標準賃借料については、水稲のみの算定を行いました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し 貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成22年産分から平成24年産分までの3年間を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ 米戸別所得補償モデル事業の交付金については、モデル事業ということもあり、この算定では考慮していません。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準貸借料(10a当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)	
田	1	5 5 7kg	14,400円	15,600円
	2	5 4 7kg	12,200円	13,400円
	3	5 4 2kg	11,100円	12,300円
	4	5 3 7kg	9,900円	11,200円
	5	5 2 7kg	7,700円	9,100円
	6	5 1 7kg	5,400円	6,900円

地 区	標準賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	11,100円	上記区分3
	新湊・海老江地区	7,700円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	9,900円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	5,400円	上記区分6

## ◎ 農作業標準料金・賃金について

平成22年分～平成24年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備 考	
賃 金	一般作業	8,360円/1日	
	オペレータ作業	1,544円/1時間	
水 稲	トラクター	13,900円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	7,900円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	18,500円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	13,500円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	17,200円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター	16,400円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	20,500円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成22年分から平成24年分までの3年間を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。



NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

# 全国農業新聞

【週刊】金曜日発行  
月600円、年7,200円  
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。  
■発行所  
全国農業会議所  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
電話 03-5251-3910  
ホームページ  
<http://www.nca.or.jp/shinbun>